

静岡県告示第 18 号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 2 項に基づく指定地方公共機関の指定（平成 17 年静岡県告示第 466 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 1 月 17 日

静岡県知事 川 勝 平 太

「御殿場瓦斯株式会社」を「御殿場ガス株式会社」に、「静岡瓦斯株式会社」を「静岡ガス株式会社」に、「中部瓦斯株式会社」を「サーラエナジー株式会社」に、「岳南鉄道株式会社」を「岳南電車株式会社」に、「大井川鉄道株式会社」を「大井川鐵道株式会社」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。